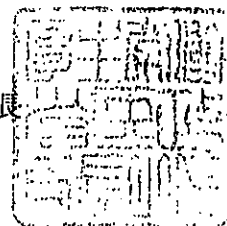


医政発0106第14号
平成23年1月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成23年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の養成所へ周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

なお、各国公私立大学長あてには、文部科学省より別途通知していることを申し添える。

記

1. 改正の趣旨

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号）により改正された保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）が平成22年4月から施行され、保健師及び助産師の基礎教育における修業年限について、それぞれ「6か月以上」から「1年以上」に延長された。

厚生労働省においては、平成21年4月から開催された「看護教育の内容と方法に関する検討会」にて、新たな修業年限にふさわしい教育内容等について検討を行い、平成22年11月に保健師教育及び助産師教育のカリキュラムの改正案が取りまとめられた。

また、文部科学省においては、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」にて、厚生労働省の検討会で取りまとめられた改正案を適用した場合の大学・短期大学の課題等について検討を行った。

以上の検討を踏まえ、教育内容の充実を図り、保健師又は助産師の学校又は養成所に

おける学生又は生徒の実践能力の強化に向けた教育課程の改正を行うため、改正省令を公布するものである。

2. 改正の概要

(1) 保健師教育について (別表1 関係)

- ① 「地域看護学」について、名称を「公衆衛生看護学」に改めるとともに、備考の「学校保健・産業保健を含む。」を削除した。
- ② 「個人・家族・集団の生活支援」について、産業保健や学校保健における組織への支援を明確化する観点から、名称を「個人・家族・集団・組織の支援」に改め、また、「地域看護活動展開論」及び「地域看護管理論」について、名称を「公衆衛生看護活動展開論」及び「公衆衛生看護管理論」に改めるとともに、これらの単位数を「計10単位」から「計14単位」とした。また、「公衆衛生看護管理論」の備考に「健康危機管理を含む。」を加えた。
- ③ 「保健福祉行政論」について、医療に関する内容を明確化する観点から、名称を「保健医療福祉行政論」に改めた。
- ④ 「地域看護学実習」について、名称を「公衆衛生看護学実習」に改めた。
- ⑤ 「個人・家族・集団の生活支援実習」について、②と同様の観点から、名称を「個人・家族・集団・組織の支援実習」に、備考の「継続した訪問指導を含む。」を「継続した指導を含む。」に改めた。また、「地域看護活動展開論実習」及び「地域看護管理論実習」について、名称を「公衆衛生看護活動展開論実習」及び「公衆衛生看護管理論実習」に改めるとともに、これらの単位数を「計2単位」から「計3単位」とした。
- ⑥ 単位数の総計を「23単位以上」から「28単位以上」とした。

(2) 助産師教育について (別表2 関係)

- ① 「助産診断・技術学」の単位数を「6単位」から「8単位」とした。
- ② 「助産管理」の単位数を「1単位」から「2単位」とした。
- ③ 臨地実習の単位数を「9単位」から「11単位」とした。
- ④ 単位数の総計を「23単位以上」から「28単位以上」とした。

3. 施行期日等

(1) 施行期日

平成23年4月1日施行

(2) 経過措置

平成23年3月31日までに指定を受けている保健師又は助産師の学校又は養成所において、保健師又は助産師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができることとした。

4. 実施に当たり留意すべき事項

改正省令の施行に伴い、都道府県知事においては、所轄の養成所の学則の変更等について、遗漏のないよう当該養成所に対して指導されたい。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

（文部科学・厚生労働二）

○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）

〔告 示〕

○電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件の一部を改正する件（総務二）

○電波法第百二条に規定する無線方位測定装置の設置場所に関する件の一部を改正する件（同三）

○指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件の一部を改正する件（同四）

○委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件（同五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一

条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務五）

○日本国に帰化を許可する件（同六）

○ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六）

○航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の路線表の改正に関する書簡の交換に関する件（同七）

○保安林の指定をする件（農林水産二九〇三六）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通七）

○登録経営状況分析機関の経営状況分析の全部の廃止の申し出があった件（同八）

○砂防法第二條の土地を指定する件（同九、一〇）

○自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一一）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更した件（関東地方整備局二）

○道路に関する件（九州地方整備局一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 財務省 文部科学省 特許庁 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格（国土交通省）

国家試験

水先人試験の施行（国土交通省）

公 聴 会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、信託会社に対する行政処分、佐賀東部土地改良区役員の退任、埼玉北部土地改良区連合役員の退任及び就任関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他

別添

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 (昭和二十六年文部省・厚生省令第一号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表一 (第二条関係)			別表一 (第二条関係)		
教育内容	単位数	備考	教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一六 (一四)		地域看護学	一二 (一〇)	学校保健・産業保健を含む。
公衆衛生看護学概論	二		地域看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援	二		個人・家族・集団の生活支援	二	
公衆衛生看護活動展開論	二		地域看護活動展開論	二	
公衆衛生看護管理論	二	健康危機管理を含む。	地域看護管理論	二	
疫学	二		疫学	二	
保健統計学	二		保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	三 (二)		保健福祉行政論	三 (二)	
臨地実習	五		臨地実習	四	
公衆衛生看護学実習	五	保健所・市町村での実習を含む。	地域看護学実習	四	保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	継続した指導を含む。	個人・家族・集団の生活支援実習	二	継続した訪問指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習	二		地域看護活動展開論実習	二	
公衆衛生看護管理論実習	三		地域看護管理論実習	二	

合 計	二八(二五)
-----	--------

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六(五)	
助産診断・技術学	八	
地域母子保健	一	
助産管理	二	
臨地実習	二	
助産学実習	二	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学

合 計	二三(二〇)
-----	--------

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習四単位以上及び臨地実習以外の教育内容十九単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六(五)	
助産診断・技術学	六	
地域母子保健	一	
助産管理	一	
臨地実習	九	
助産学実習	九	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学

	合 計	生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、<u>取り扱う分</u>べんは、正期産・<u>経膈分</u>べん・<u>頭位</u>単胎とし、<u>分</u>べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
	二八(二七)	
備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、<u>臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容十七単位以上</u>であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。		
	合 計	生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、<u>取扱う分</u>べんは、正期産・<u>経膈分</u>べん・<u>頭位</u>単胎とし、<u>分</u>べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
	二三(一二)	
備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、<u>臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上</u>であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。		

